

## 多様な活動の森における国民参加の森林づくり活動の公表

上越森林管理署及び中部森林管理局 北信森林管理署は、下記のとおり多様な活動の森における森林づくり活動の協定の更新をしたので公表します。

### 記

#### 1 協定相手方の名称

団体名：NPO法人 信越トレイルクラブ 代表理事 木村 宏

#### 2 「多様な活動の森」の概要

##### ( 1 ) 位置

新潟県上越市牧区 深山国有林 79 ろ林小班ほか

長野県飯山市 大神楽国有林 170 ほ林小班ほか

##### ( 2 ) 協定区域 (延長)

約 30km (直線)

##### ( 3 ) 主な活動内容

自然豊かな「関田トレイル」の整備・維持管理・利用を通じ、訪れる人々と地元民の交流を図り、地域の歴史や文化等の再認識を促すことで山村地域の活性化に寄与する。

また、次の事業を行う。

イ 毎年度トレイル区間内コースの危険個所の把握及び表示 (コースの状況把握にあたっては両署の参加を希望する。)

ロ 豪雨・台風・降雪等に伴う支障木の把握

ハ その他必要な作業

#### 3 協定項目

別添「協定書」 (写) のとおり

#### 4 その他

協定期間満了に伴う、期間更新

令和 7 年 4 月 1 1 日

上越森林管理署長

担 当：業務グループ

電 話：025-524-2180



## 多様な活動の森の整備・維持等活動に関する協定書

中部森林管理局北信森林管理署長(以下「甲」という。)及び関東森林管理局上越森林管理署長(以下「乙」という。)とNPO法人 信越トレイルクラブ 代表理事(以下「丙」という。)は多様な活動の森の整備・維持等活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1 (協定の目的)

長野・新潟両県にまたがる関田山脈において、自然豊かな里山のトレッキングや地元の人達との交流、また、地域の歴史、文化等の再認識等を通じて、環境・健康に対する意識の高揚、山村地域の連携・活性化等に寄与することを目的として、「信越トレイル」が整備され、このうち国有林部分については、「関田トレイル」として設定し、整備・維持管理されている。

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく多様な活動の森における整備・維持管理・利用の活動が円滑に実施されることを目的とする。

### 第2 (多様な活動の森の名称、位置及び面積)

甲及び乙は、関田山脈における北信森林管理署管内の<sup>だいかぐら</sup>大神楽国有林外と、上越森林管理署管内の<sup>みやま</sup>深山国有林外が接する稜線を主体とした<sup>おおひらみね</sup>大平峰及び<sup>ひらまる</sup>平丸峠から<sup>あまみずやま</sup>天水山間のトレッキングコースを多様な活動の森として丙に活動させるものとする。

なお、多様な活動の森の名称は、「関田トレイル」とする。

### 第3 (全体活動計画書の提出)

丙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲及び乙と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲及び乙に提出するものとする。

### 第4 (年間活動計画書の提出)

丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲及び乙と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲及び乙に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲及び乙と連絡及び調整を行うものとする。

### 第5 (活動実績の報告)

丙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲及び乙に報告するものとする。



## 第6 (活動の実施)

- 1 丙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。  
なお、丙はボランティア活動等により、多様な活動の森の整備・維持管理に必要な諸活動(トレッキングコース、標識・看板等の整備及び維持管理)を行うものとする。
- 2 甲、乙、丙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 丙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

## 第7 (入林の際の連絡・調整)

丙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲及び乙に書面(FAXによる場合を含む。)等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、丙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

## 第8 (安全確保等の措置)

- 1 丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 丙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を、責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

## 第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、丙が負担するものとする。

## 第10 (立木竹等の所有権等の権利)

丙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

## 第11 (施設の設置等)

- 1 丙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲及び乙に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 丙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲及び乙がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

## 第12 (法令等の遵守)

丙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を順守するものとする。

第 13 (山火事防止等の措置)

- 1 丙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲及び乙に届け出るものとする。
- 2 丙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲、乙及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 丙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第 14 (損害賠償)

丙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 15 (活動の円滑な実施への協力)

甲及び乙は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第 16 (多様な活動の森の適切な管理)

甲及び乙は、多様な活動の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第 17 (協定の破棄等)

- 1 甲及び乙は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲及び乙は丙に事前に通知するものとする。
  - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
  - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲及び乙が認める場合であって、丙から甲及び乙に対し別紙様式 4 による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
  - (3) 多様な活動の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
  - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
  - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第 5 の 2 の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
  - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 丙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式 4 により協定解消の申請書を甲及び乙に提出するものとする。甲及び乙は丙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第 18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、丙から活動の申し出があり、甲及び乙がこれを認める場合は更新できるものとする。

第 19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、各々記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

(甲) 長野県飯山市大字飯山 1 0 9 0 - 1

中部森林管理局

北信森林管理署長

林

蒔



(乙) 新潟県上越市大道福田 5 5 5 番地

関東森林管理局

上越森林管理署長

田中直哉



(丙) 長野県飯山市照岡 1 5 7 1 - 1 5

NPO 法人 信越トレイルクラブ

代表理事

木村

宏



(別紙様式1) 「多様な活動の森」における全体活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿  
上越森林管理署長 殿

協定者 (代表者)  
住所  
氏名

「多様な活動の森」における全体活動計画書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年	2年次 年	3年次 年	4年次 年	5年次 年	合計
合 計						

(注) ・活動内容については、頻度 (回数) 等について記述する。  
・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「多様な活動の森」における年間活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿  
上越森林管理署長 殿

協定者 (代表者)  
住所  
氏名

年度「多様な活動の森」における活動計画書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3) 「多様な活動の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

北信森林管理署長 殿  
上越森林管理署長 殿

協定者 (代表者)  
住所  
氏名

年度「多様な活動の森」における活動実績報告書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)

2 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他



(別紙様式4)「多様な活動の森」の協定解消の申請書

年 月 日

北信森林管理署長 殿  
上越森林管理署長 殿

協定者 (代表者)  
住所  
氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

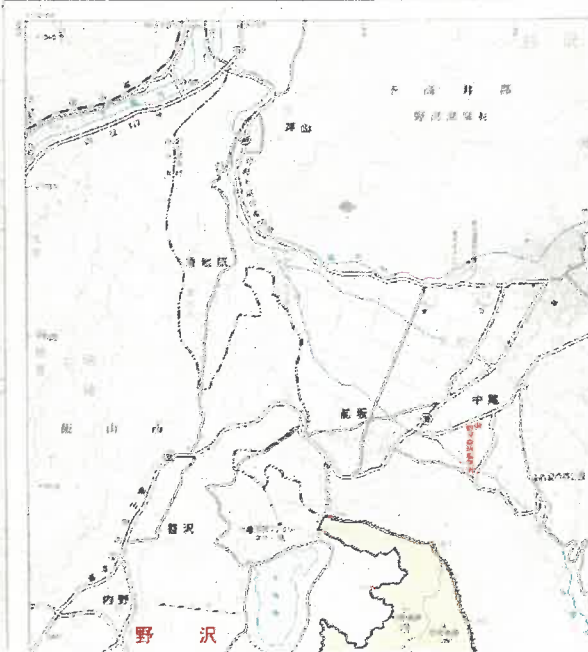
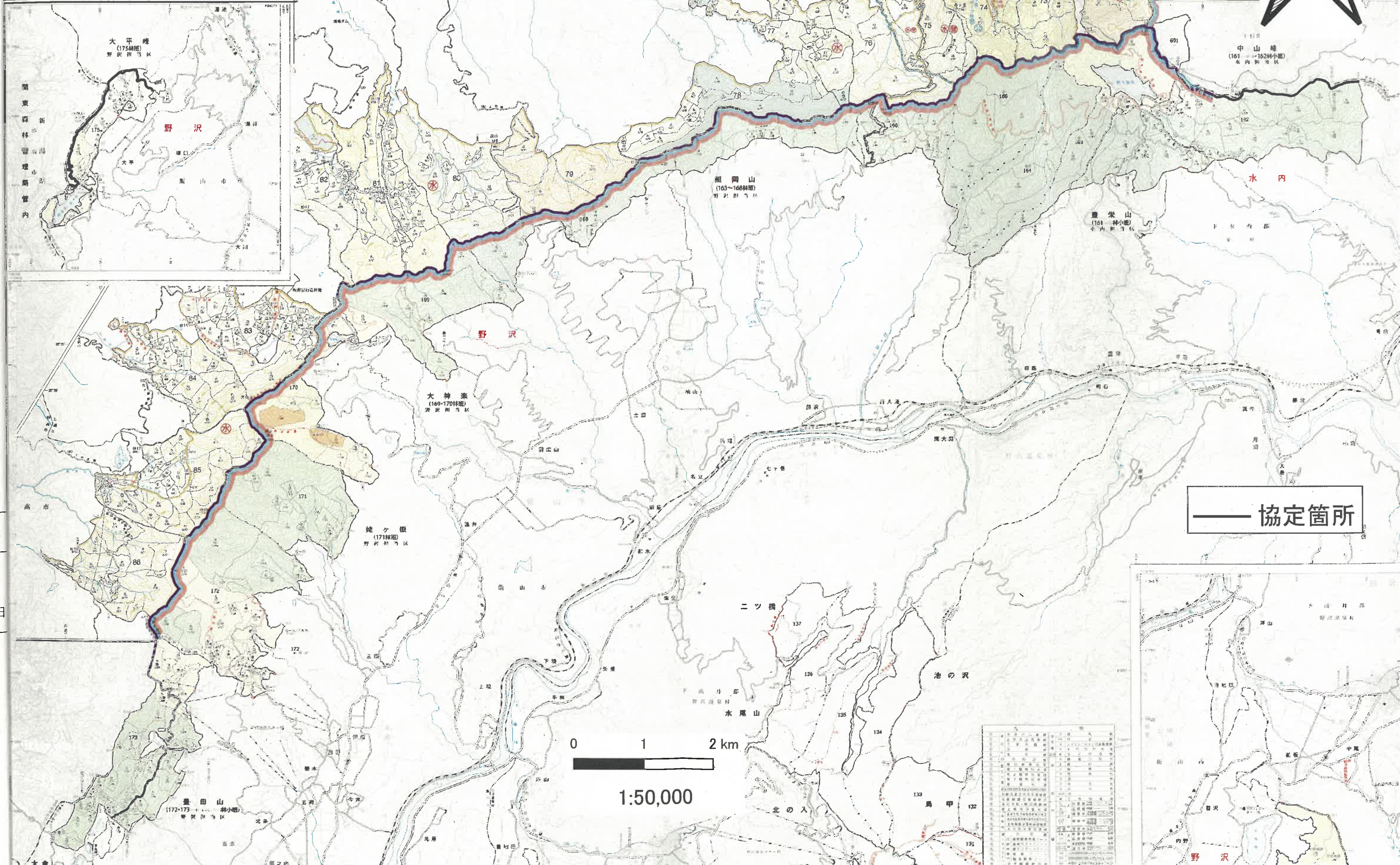
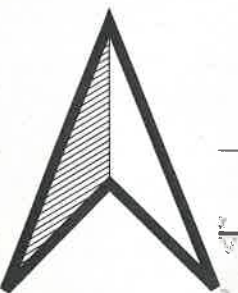
年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日



# 多様な活動の森(関田トレイル) 協定箇所位置図

図面は最新の資料です  
有効に使用しましょう



効期間  
1月1日  
3月31日

—— 協定箇所

0 1 2 km  
1:50,000

No.	名称	種別	備考
72	中山峰	山頂	
73	照岡山	山頂	
74	照岡山	山頂	
75	照岡山	山頂	
76	照岡山	山頂	
77	照岡山	山頂	
78	照岡山	山頂	
79	照岡山	山頂	
80	照岡山	山頂	
81	照岡山	山頂	
82	照岡山	山頂	
83	照岡山	山頂	
84	照岡山	山頂	
85	照岡山	山頂	
86	照岡山	山頂	
169	大神楽	山頂	
170	大神楽	山頂	
171	大神楽	山頂	
172	大神楽	山頂	
173	大神楽	山頂	
174	大神楽	山頂	
175	大神楽	山頂	
176	大神楽	山頂	
177	大神楽	山頂	
178	大神楽	山頂	
179	大神楽	山頂	
180	大神楽	山頂	
181	大神楽	山頂	
182	大神楽	山頂	
183	大神楽	山頂	
184	大神楽	山頂	
185	大神楽	山頂	
186	大神楽	山頂	
187	大神楽	山頂	
188	大神楽	山頂	
189	大神楽	山頂	
190	大神楽	山頂	
191	大神楽	山頂	
192	大神楽	山頂	
193	大神楽	山頂	
194	大神楽	山頂	
195	大神楽	山頂	
196	大神楽	山頂	
197	大神楽	山頂	
198	大神楽	山頂	
199	大神楽	山頂	
200	大神楽	山頂	



